

障害者活躍推進計画

機関名	岩国市水道局
任命権者	岩国市水道事業管理者
計画期間	令和8年4月1日～令和11年3月31日（3年間）
岩国市水道局における障害者雇用に関する課題	<p>岩国市水道局においては、令和8年3月31日現在、法定雇用率2.8%に対して実雇用率3.64%となっており、法定雇用率は満たしている状況である。</p> <p>今後も、現に勤務する障がい者から職場環境や業務内容等に対する意見や要望を聴取しながら、今後採用する障がい者の活躍推進に向けた体制整備が必要である。</p> <p>また、市長部局と課題等の情報共有をしていく。</p>
目標	
1. 採用に関する目標	<p>【実雇用率】（各年6月1日時点）</p> <p>（各年度）当該年6月1日時点の法定雇用率以上</p> <p>（参考）令和7年6月1日時点の実雇用率：3.64</p> <p>（評価方法）毎年の任免状況通報により把握</p>
2. 定着に関する目標	<p>不本意な離職者を極力生じさせない。</p> <p>（評価方法）毎年度実施している人事評価面談の際、障害のある職員に対して、必要な配慮等の有無を質問し、その結果を踏まえて改善を行い、都度進捗を管理する。</p>
取組内容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	<p>○障害者雇用推進者として総務課長を選任する。</p> <p>○障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、できるだけ早期に選任するとともに、選任しようとする者が資格要件を満たしていない場合には、障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。</p> <p>※一定数（5人）以上の障害者を雇用する事業所には、障害者職業生活相談員を選任しなければならない。</p>
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	<p>○新たに障害者が配属される際には、配属される者と障害者雇用推進者とで面談し、本人の特性を考慮したうえで職務の選定（既存業務の切出し）及び創出（複数の作業の組合せ等による新規業務の創出）を着実にを行う。</p>
3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	<p>○相談窓口への相談のほか、人事評価面談の際にも必要な配慮等の有無を確認・把握することとし、その結果を踏まえて継続的に必要な措置を講じる。</p> <p>○日常も定期的な、声掛け等を通じた状況把握及び体調配慮を行う。</p>

	<p>○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受け入れを実施する。 <p>○中途障がい者（在職中に疾病・事故等により障がい者となった者をいう。）について、円滑な職場復帰のために必要な職務選定、職場環境の整備等や通院への配慮、働き方、キャリア形成等の取組を行う。</p> <p>○本人が希望する場合には、就労支援機関等と障がい特性についての情報を共有し、適切な支援や配慮を講じる。</p>
4. その他	<p>○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。</p>